



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月26日火曜日 第2068号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定.....	525
医療機関の指定.....	525
施術機関の指定.....	525
指定医療機関の名称の変更.....	525
指定医療機関の廃止の届出.....	526
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	526
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	526
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	526
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	527
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	527
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	527
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	527
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	528
指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....	528
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	528
指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....	528
医師の指定.....	529
指定医師の所在地の変更.....	529
指定医師の辞退の届出.....	530
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	531
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	531
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	531
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	531
土地改良区役員の就任の届出（3件）.....	532
土地改良事業の計画の変更の認可.....	533
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	533
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	533
道路の供用開始（ " ）.....	534

### 公 告

クリーニング師試験の施行.....	534
-------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第711号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定に

#### ○愛媛県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
渡辺医院	いまなかクリニック	医療法人諒真会	新居浜市高田一丁目1-3	平成21年3月26日

基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 ヤスハラ 代表取締役 安原史紀	今治市末広町1丁目3番地13	平成21年 5月1日

#### ○愛媛県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
住友別子病院	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	平成21年 4月1日
加藤整形外科	医療法人廣紀会	宇和島市和霊元町四丁目2番8号	平成21年 4月1日
ユウユウ薬局	株式会社スエトップ	四国中央市妻鳥町1547-1	平成21年 4月1日

#### ○愛媛県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
なだまち鍼灸接骨院	篠原 仁	伊予市灘町219番地5	平成21年 5月7日

## ○愛媛県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
住友別子病院	住友金属鉱山株式会社	新居浜市王子町3番1号	平成21年 3月31日

加藤整形外科病院	医療法人廣紀会	宇和島市和霊元町四丁目 2番8号	平成21年 4月1日
----------	---------	---------------------	---------------

## ○愛媛県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	なごみの里「金栄」	新居浜市高木町8番26号	平成21年4月1日
医療法人岸田メディカルクリニック	四国中央市妻鳥町字宮ノ西15 06番地1	岸田メディカルクリニック	四国中央市妻鳥町字宮ノ西15 06番地1	平成21年4月1日
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地 5	フランスベッド株式会社メ ディカル四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980 - 1	平成21年4月1日

## ○愛媛県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会城川支所	西予市城川町下相938番地	平成21年4月1日
石井オアシス・ケアサービス 有限公司	松山市北久米町1004番地7	居宅介護支援事業所おあしす 日吉	今治市南宝来町一丁目2番地 1広瀬ビル3F	平成21年4月1日

## ○愛媛県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉 用具販売事業者） の 名称	主たる事務所の 所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地 5	フランスベッド株式会社メ ディカル四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980 - 1	平成21年4月1日
株式会社山田	四国中央市上分町718番地	介護ショップ山田	四国中央市金生町下分865番 地川之江総合支所5F2号室	平成21年4月9日

## ○愛媛県告示第 719 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町 2 番60号	なごみの里「金栄」	新居浜市高木町 8 番26号	平成21年 4月 1日
医療法人岸田メディカルクリニック	四国中央市妻鳥町字宮ノ西15 06番地 1	岸田メディカルクリニック	四国中央市妻鳥町字宮ノ西15 06番地 1	平成21年 4月 1日
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地 5	フランスベッド株式会社メ ディカル四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980 - 1	平成21年 4月 1日
有限会社キャンパス	西条市丹原町池田1651番地 1	ベストケア・デイサービスセ ンター丹原	西条市丹原町池田1651 - 1	平成21年 3月 1日

## ○愛媛県告示第 720 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防 福祉用具販売事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地 5	フランスベッド株式会社メ ディカル四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980 - 1	平成21年 4月 1日
株式会社山田	四国中央市上分町718番地	介護ショップ山田	四国中央市金生町下分865番 地川之江総合支所 5 F 2 号室	平成21年 4月 9日

## ○愛媛県告示第 721 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目 9 番13 号	（変更後） シニアセンター-vivid	（変更後） 新居浜市徳常町 5 番 8 号	平成21年 2月 1日
		（変更前） デイサービスセンター若水館	（変更前） 新居浜市若水町一丁目 9 番13 号	

## ○愛媛県告示第 722 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	(变更后) シニアセンターvivid	(变更后) 新居浜市徳常町5番8号	平成21年2月1日
		(变更前) デイサービスセンター若水館	(变更前) 新居浜市若水町一丁目9番13号	

○愛媛県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第2ビル1階	平成21年3月31日

○愛媛県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第2ビル1階	平成21年3月31日

○愛媛県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第2ビル1階	平成21年3月31日

○愛媛県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成21年5月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目25番1号	フランスベッドメディカルサービス株式会社四国中央営業所	四国中央市妻鳥町980-1森商第2ビル1階	平成21年3月31日

## ○愛媛県告示第 727 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸	外 科	医療法人愛媛会石川病院	谷 川 和 史	四国中央市上分町732 - 1	平成 21年 5月 1日
肢 体 不 自 由	形成外科・美容外科	医療法人愛媛会石川病院	佐々木 梨 恵	四国中央市上分町732 - 1	〃
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	松 井 洋 人	八幡浜市大平 1 - 638	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	須 賀 紀 文	八幡浜市大平 1 - 638	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	吉 山 広 嗣	新居浜市本郷 3 - 1 - 1	〃
肢 体 不 自 由	内 科	西予市立宇和病院	武 智 和 子	西予市宇和町卯之町 1 - 246 - 1	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険中央診療所	清 水 雄 三	北宇和郡松野町大字延野々1406 - 4	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	いまなかくクリニック	今 中 徹	新居浜市高田 1 - 1 - 3	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	亀 井 節 也	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	〃
肢 体 不 自 由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	浦 元 広	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	〃
聴覚・言語・音声・平衡・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	白 馬 伸 洋	東温市志津川	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	小 児 科	愛媛県立子ども療育センター	若 本 裕 之	東温市田窪2135	〃
肢 体 不 自 由	整形外科・リハビリテーション科	愛媛県立子ども療育センター	松 本 瑠 以 子	東温市田窪2135	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小 児 科	四国中央市国民健康保険新宮診療所	日 野 ひとみ	四国中央市新宮町新宮50	〃
心臓機能障害・じん臓機能障害	循環器内科	愛媛労災病院	中 島 唯 光	新居浜市南小松原町13 - 27	〃
聴覚・言語・音声・平衡・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	木 谷 卓 史	東温市志津川	〃
聴覚・言語・音声・平衡・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 日出夫	東温市志津川	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	医療法人伊藤医院	伊 藤 久 代	西条市飯岡原之段1292	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外科・内科	医療法人伊藤医院	伊 藤 民 雄	西条市飯岡原之段1292	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	西条中央病院	石 丸 雅 巳	西条市朔日市804	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	西条中央病院	濱 本 雄 一 郎	西条市朔日市804	〃
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	大 塚 知 明	東温市志津川	〃
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	愛媛県立新居浜病院	河 野 浩 明	新居浜市本郷 3 - 1 - 1	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	松 本 秀 一 朗	宇和島市住吉町 2 - 6 - 24	〃

## ○愛媛県告示第 728 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
本 宮 数 浩	本 宮 眼 科 ク リ ニ ッ ク	伊予市下吾川908 - 1	医療法人本宮眼科クリニック	伊予市下吾川908 - 1	平成21年 4月1日
加 藤 廣 嗣	医療法人廣紀会加藤整形外科 病院	宇和島市和霊元町4 - 2 - 8	医療法人廣紀会加藤整形外科	宇和島市和霊元町4 - 2 - 8	〃
兒 玉 明 洋	西 予 市 立 野 村 病 院	西予市野村町野村9 - 53	西 予 市 立 宇 和 病 院	西予市宇和町卯之町1 - 246 - 1	〃
井 村 真 里	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷3 - 1 - 1	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	〃
鈴 木 秀 明	市 立 大 洲 病 院	大洲市西大洲字ヤスパ甲570	独立行政法人国立病院機構愛 媛病院	東温市横河原366	〃
白 石 俊 隆	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷3 - 1 - 1	社会福祉法人恩賜財団済生会 今 治 病 院	今治市喜田村7 - 1 - 6	〃
角 田 匠 房	医療法人広仁会広瀬病院	八幡浜市昭通通1280 - 9	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷3 - 1 - 1	〃
中 川 博 道	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	〃
高 田 秀 実	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	〃

○愛媛県告示第 729 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	辞 退 年 月 日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸 機能障害	外 科	医療法人縹愛会石川 病院	松 野 裕 介	四国中央市上分町732 - 1	平成 21年 3月31日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	医療法人縹愛会石川 病院	北 村 弥 生	四国中央市上分町732 - 1	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障 害	外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	尾 形 頼 彦	四国中央市川之江町2233	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	四国中央市国民健康 保険新宮診療所	越 智 拓 良	四国中央市新宮町大字新宮50	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・小腸機能障害	内 科	松野町国民健康保険 中央診療所	豊 崎 浩 一 郎	北宇和郡松野町大字延野々1406 - 4	〃
肢 体 不 自 由	整形外科・リ ハビリテーシ ョン科	愛媛県立子ども療育 センター	脇 田 智 夫	東温市田窪2135	〃
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	山 口 昌 彦	東温市志津川	〃
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	宇 野 敏 彦	東温市志津川	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	愛 媛 労 災 病 院	赤 澤 哲 子	新居浜市南小松原町13 - 27	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	愛 媛 労 災 病 院	松 本 俊 彦	新居浜市南小松原町13 - 27	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	愛 媛 労 災 病 院	松 本 賢 治	新居浜市南小松原町13 - 27	〃
心 臓 ・ じ ん 臓 機 能 障 害	循環器内科	愛 媛 労 災 病 院	橋 本 弦 太	新居浜市南小松原町13 - 27	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛 媛 労 災 病 院	東 良 和	新居浜市南小松原町13 - 27	〃

○愛媛県告示第 730 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第64条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成21年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
加藤整形外科病院	加藤整形外科	平成21年 4 月 1 日

○愛媛県告示第 731 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 5 月26日から 6 月 8 日まで

○愛媛県告示第 732 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 5 月26日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

宇和島市大浦字長浦甲 4 番44から甲2573番13に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④⑥の地点を結ぶ平成12年秋分の満潮位（D・L・+2.18メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宇和島市住吉町字住吉山乙 700 番 8 国土地理院「住吉」四等三角点（北緯33度13分31.804秒、東経 132 度33分27.874秒）

①の地点 基点から真北 338 度25分36秒456.99メートルの地点

②の地点 ①の地点から真北 4 度26分53秒8.19メートルの地点

③の地点 ②の地点から真北 8 度42分29秒4.58メートルの地点

④の地点 ③の地点から真北10度00分36秒 20.26メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から真北11度47分35秒 16.56メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から真北11度16分17秒3.50メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から真北11度15分24秒 20.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から真北11度15分22秒 20.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から真北11度15分33秒 17.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から真北 7 度40分16秒 52.94メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から真北 358 度32分58秒7.98メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から真北 355 度09分34秒 10.03メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から真北 351 度42分23秒9.03メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から真北 348 度08分15秒 19.48メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から真北 346 度16分12秒 10.49メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から真北 343 度49分52秒9.51メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から真北 347 度57分13秒 13.23メートルの地点

④⑤の地点 ⑰の地点から真北 358 度35分55秒 25.99メートルの地点

④⑥の地点 ④⑤の地点から真北92度59分59秒5.63メートルの地点

(3) 面積

2,441.93平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 2 月23日 愛媛県指令12港第 526 号

4 しゅん功認可年月日

平成21年 5 月26日

○愛媛県告示第 733 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲570番8から 同甲552番2まで	平成21年 5月26日

○愛媛県告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松本 清 俊	松山市祝谷五丁目4番7号
"	松田 一 郎	松山市祝谷六丁目1325番地
"	古茂田 準 一	松山市祝谷二丁目9番16号
"	能田 貢	松山市祝谷四丁目6番5号
"	山本 良 文	松山市祝谷一丁目7番23号
"	野本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209番地
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号
"	松本 邦 男	松山市祝谷五丁目3番26号
"	中山 節 子	松山市祝谷二丁目2番6号
"	栗林 昭 三	松山市祝谷五丁目4番5号
"	野本 桂 子	松山市祝谷五丁目7番4号
"	古茂田 修	松山市祝谷六丁目1296番地
"	松本 義 雄	松山市祝谷四丁目2番8号
監事	野本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301番地3
"	丸山 隆	松山市祝谷四丁目9番22号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松本 清 俊	松山市祝谷五丁目4番7号
"	富田 恭 司	松山市道後緑台11番21号
"	古茂田 準 一	松山市祝谷二丁目9番16号
"	能田 貢	松山市祝谷四丁目6番5号
"	丸山 隆	松山市祝谷四丁目9番22号
"	野本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209番地
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷一丁目7番4号
"	松本 邦 男	松山市祝谷五丁目3番26号
"	平松 久 夫	松山市祝谷一丁目7番36号
"	栗林 昭 夫	松山市祝谷五丁目4番5号
"	栗林 敬	松山市祝谷五丁目1番11号
"	辻田 隆 一	松山市祝谷六丁目1163番地
"	松本 清 哲	松山市祝谷三丁目6番1号
監事	野本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301番地3
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目7番38号

○愛媛県告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	森 稔	松山市新浜町10番46号
"	吉田 秋 盛	松山市東山町17番10号
"	藤田 博	松山市内浜町4番15号
"	黒田 光 正	松山市松ノ木一丁目10番3号
"	石崎 恵	松山市高浜町二丁目乙14番地198
"	黒田 盛 秋	松山市石風呂町888番地
"	森 信 雄	松山市高浜町六丁目1684番地
"	高山 浩 一	松山市梅津寺町乙56番地168
"	石崎 元 数	松山市高浜町六丁目1688番地
"	木西 悦 徳	松山市高山町9番22号
"	重松 清 信	松山市松ノ木一丁目10番30号
監事	松本 恵 生	松山市新浜町9番2号
"	石崎 義 典	松山市高浜町六丁目1742番地1
"	五領田 誠 志	松山市松ノ木一丁目9番26号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	森本 啓 一	松山市東山町6番25号
"	山本 恒 雄	松山市東山町18番9号
"	藤田 博	松山市内浜町4番15号
"	山崎 博 光	松山市松ノ木二丁目683番地2
"	五領田 誠 志	松山市松ノ木一丁目9番26号
"	黒田 盛 秋	松山市石風呂町888番地
"	藤原 政 明	松山市新浜町10番30号
"	高山 浩 一	松山市梅津寺町乙56番地168
"	水口 啓太郎	松山市高浜町二丁目1459番地3
"	北野 宏 之	松山市高浜町四丁目1533番地
"	舛矢 庄 蔵	松山市高浜町六丁目1732番地
監事	松本 恵 生	松山市新浜町9番2号
"	森 淳 一	松山市新浜町12番4号
"	森 卓 治	松山市高浜町六丁目1766番地

○愛媛県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三



就任

役員の種類	氏名	住所
理事	永井達雄	松山市小野町37番地
"	永井武信	松山市北梅本町2829番地
"	八木清文	松山市北梅本町2273番地
"	森貞幹夫	松山市北梅本町2335番地
"	森貞敬一	松山市北梅本町934番地
"	奥村敦視	松山市北梅本町1152番地
"	奥村和孝	松山市南梅本町乙190番地 1
"	宮内康二	松山市北梅本町813番地 2
"	松本範良	松山市平井町3506番地
"	宮内勝正	松山市南梅本町607番地
"	家久英雄	松山市南梅本町756番地
"	宮内保	松山市南梅本町764番地
"	津川満洋	松山市南梅本町793番地
"	渡部寛一	松山市南梅本町926番地
"	桑原英信	松山市南梅本町863番地
"	久保武志	松山市南梅本町1133番地
"	田中孝明	松山市水泥町693番地 1
"	岡本文昭	東温市西岡788番地
監事	宮内賢三	松山市南梅本町630番地 2
"	伊藤博	松山市北梅本町2032番地 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森貞哲美	松山市北梅本町3123番地
"	宮内英世	松山市北梅本町2642番地
"	八木清文	松山市北梅本町2273番地
"	森貞幹夫	松山市北梅本町2335番地
"	森貞敬一	松山市北梅本町934番地
"	奥村敦視	松山市北梅本町1152番地
"	奥村和孝	松山市北梅本町乙190番地 1
"	宮内康二	松山市北梅本町813番地 2
"	松本範良	松山市平井町3506番地
"	宮内勝正	松山市南梅本町607番地
"	家久英雄	松山市南梅本町756番地
"	宮内保	松山市南梅本町764番地
"	津川満洋	松山市南梅本町793番地
"	渡部寛一	松山市南梅本町926番地

"	桑原英信	松山市南梅本町863番地
"	東英雄	松山市南梅本町1069番地
"	田中孝明	松山市水泥町693番地 1
"	岡本富士広	東温市西岡950番地 3
監事	宮内賢三	松山市南梅本町630番地 2
"	伊藤博	松山市北梅本町2032番地 2

○愛媛県告示第 737 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、八幡浜市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜南部地区）の計画の変更を平成21年 5月 14日認可した。

平成21年 5月26日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

○愛媛県告示第 738 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、内子町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	宮の下地区	平成21年 1月20日

○愛媛県告示第 739 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、内子町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年 5月26日

愛媛県南予地方局長 高魚貞利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	ノマズ地区	平成21年 1月20日

○愛媛県告示第 740 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜中村線	大洲市多田甲961番 1 から 同市多田甲1433番 2 まで	旧	メートル 5.0~15.5	キロメートル 0.180	
			新	5.0~13.0	0.180	

## ○愛媛県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲961番1から 同市多田甲1433番2まで	平成21年 5月27日

---

公 告

---

## ○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリ - ニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成21年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成21年 5月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 試験の日時

平成21年 9月10日（木）午前9時

## 2 試験の場所

## (1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

## (2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

## 3 受験願書の提出期間

平成21年 7月27日（月）から 8月3日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課とする。

## 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。